住所　千葉県流山市南流山５丁目１番地４
　ギレルメ・ユウジ・オチアイ　昭和56年５月７日生
住所　山形県上山市永野80番地
　安仁淑　昭和51年９月20日生
住所　埼玉県川口市西青木３丁目３番31号
　葉勇　昭和54年２月23日生
住所　新潟県十日町市高島599番地
　馬明瑞　昭和49年５月21日生
　馬春輝　平成６年７月９日生
住所　埼玉県川口市並木１丁目27番26―802号
　李海雲　昭和53年９月18日生
住所　三重県鈴鹿市南堀江１丁目10番26号
　郭奎江　昭和50年10月１日生
　郭**嬉**男　平成19年12月17日生
住所　北海道伊達市梅本町13番地６
　奇正和　昭和50年１月９日生
住所　宮崎市江平西２丁目１番10―１号
　王茅　昭和39年８月20日生
住所　鹿児島県日置市吹上町中原1991番地１
　姜熙　昭和42年12月20日生
住所　東京都板橋区板橋１丁目42番５―806号
　周軼　平成２年１月13日生
住所　東京都立川市富士見町７丁目19番12号
　尹光柱　昭和39年１月12日生
　金善義　昭和45年８月14日生
　尹鐘敏　平成11年８月20日生
住所　北海道苫小牧市字植苗121番地１
　クリハラ・ムツロ　昭和28年３月26日生
住所　埼玉県東松山市大字高坂1171番地
　胡暉悦　平成元年６月12日生
住所　山口県宇部市松山町１丁目13番１号
　李青燕　昭和55年４月30日生
住所　さいたま市中央区鈴谷８丁目８番34―203号
　劉佳坤　昭和58年３月16日生
住所　高知県須崎市浦ノ内下中山160番地
　劉嘉陽　平成９年10月７日生
住所　長崎市大園町９番11―401号
　遅春雷　昭和48年10月14日生
　佟徳卓　昭和49年８月３日生
　尉遅和希　平成14年９月３日生
　尉遅和宏　平成16年９月25日生
住所　川崎市麻生区岡上477番地１
　胡智利　昭和35年８月25日生
住所　大阪市浪速区浪速西２丁目５番１―410号
　孟翔　平成22年３月５日生
住所　高知県香美市土佐山田町254番地18
　李欣　昭和55年２月29日生
住所　岡山市北区本町５番13号
　何歴欣　昭和43年１月15日生
住所　神戸市灘区森後町２丁目１番14号
　周春桃　昭和11年３月17日生
　周美紀　昭和48年５月20日生
住所　神戸市中央区山本通２丁目11番12号
　陳瑞桃　昭和20年10月２日生
住所　石川県金沢市駅西本町２丁目６番41号
　李想　昭和60年２月10日生
住所　徳島県鳴門市鳴門町高島字中島99番地７
　王淑貞　昭和49年８月15日生
住所　東京都新宿区西落合１丁目23番10―505号
　孫海燕　昭和56年10月５日生
住所　長野県小諸市大字加増1060番地46
　張麗鴿　昭和53年10月18日生
住所　東京都板橋区本町38番６―401号
　張普新　昭和52年10月２日生
住所　埼玉県川口市西川口６丁目５番１号
　貢麗冬　昭和50年12月５日生
住所　さいたま市浦和区常盤10丁目16番１―409号
　楊賓　昭和37年11月８日生
住所　さいたま市大宮区堀の内町２丁目121番地２
　リサ・ミランダ　平成14年１月20日生
住所　さいたま市見沼区大字東宮下310番地18
　于莉萍　昭和47年５月24日生
　付清雅　平成８年９月４日生
　付清龍　平成12年10月31日生
　付智美　平成15年５月20日生
住所　東京都世田谷区船橋５丁目17番９―801号
　居維莉　昭和45年２月15日生
　韓星慈　平成８年６月18日生
住所　東京都杉並区下高井戸３丁目13番５号
　パヲリシア・ロハス・ホウジョウ　昭和46年11月22日生
住所　鹿児島県薩摩川内市平佐町2007番地１
　姜**嫺**　昭和53年10月11日生
住所　長野県佐久市新子田667番地４
　徐傑　昭和50年１月７日生
住所　愛知県田原市豊島町道南41番地１
　王雪**娓**　平成５年１月15日生
住所　福岡県京都郡苅田町大字与原1642番地39
　申慶一　昭和44年９月４日生
　姜須那子　昭和48年９月25日生
　申彩加　平成12年４月18日生
　申歩乃加　平成14年７月４日生
住所　香川県仲多度郡多度津町北鴨３丁目５番66―501号
　ダイアナ・カテレン・パレデス・ヒガ　平成元年８月18日生
住所　横浜市戸塚区平戸１丁目２番１―202号
　クゥトー・リー・リン　昭和49年３月６日生
住所　横浜市磯子区栗木１丁目31番９号
　ミルナ・トデュリア・ヤマシタ　昭和31年９月19日生
住所　横浜市南区万世町１丁目１番地12
　柯仁彬　平成12年１月９日生
住所　横浜市西区桜木町４丁目21番地２
　劉東東　昭和59年12月22日生
住所　横浜市港北区日吉６丁目12番31―705号
　張鳳　昭和50年12月11日生
住所　相模原市中央区上溝484番地８
　倪景瑩　昭和45年５月30日生

○外務省告示第四百四十八号

　平成二十二年十月四日にカブールで、カブール国際空港誘導路改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がアフガニスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

　平成二十二年十月四日

外務大臣　前原　誠司

　（日本側書簡）

（訳文）

　書簡をもって啓上いたします。本官は、カブール国際空港誘導路改修計画のための贈与に関する日本国政府の代表者とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

１　日本国政府は、この書簡の交換の日に効力を生ずる公的な交換公文により、カブール国際空港誘導路改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入に充てられる資金の贈与を供与する意図を有する旨をアフガニスタン・イスラム共和国政府に通報する。

２　１の贈与は、次の条件に従うことを条件とする。

(1)　１の贈与の限度額は、二十五億七千二百万円を超えないこと。

(2)　１の贈与の供与期限は、平成二十七年十二月三十一日までとすること。

(3)　１の贈与に係る調達は、日本国の法人又はアフガニスタン・イスラム共和国の法人であって日本国民が実質的に所有するものによって行われること。

(4)　１の贈与に係る生産物及び役務は、日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国の船舶又は航空機により輸送されること。

(5)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の調達が適正に行われることを確保するため、日本国政府が必要と認める措置をとること。

(6)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における輸入及び販売に関し、課税上の優遇措置をとること。

(7)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の調達に関する契約に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(8)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(9)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(10)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(11)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(12)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(13)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(14)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(15)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(16)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(17)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(18)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(19)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(20)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(21)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(22)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(23)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(24)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(25)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(26)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(27)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(28)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(29)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(30)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(31)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(32)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(33)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(34)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(35)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(36)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(37)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(38)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(39)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(40)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(41)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(42)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(43)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(44)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(45)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(46)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(47)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(48)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(49)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(50)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(51)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(52)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(53)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(54)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(55)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(56)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(57)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(58)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(59)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(60)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(61)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(62)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(63)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(64)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(65)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(66)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(67)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(68)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(69)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(70)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(71)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(72)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(73)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(74)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(75)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(76)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(77)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(78)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(79)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(80)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(81)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(82)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(83)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(84)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(85)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(86)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(87)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(88)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(89)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(90)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(91)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(92)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(93)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(94)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(95)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(96)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(97)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(98)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(99)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(100)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(101)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(102)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(103)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(104)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(105)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(106)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(107)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(108)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(109)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(110)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(111)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(112)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(113)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(114)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(115)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(116)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(117)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(118)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(119)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(120)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(121)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(122)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(123)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(124)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(125)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(126)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(127)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(128)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(129)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(130)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(131)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(132)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(133)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(134)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(135)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(136)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(137)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(138)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(139)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(140)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(141)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(142)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(143)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(144)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(145)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(146)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(147)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(148)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(149)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(150)　アフガニスタン・イスラム共和国政府は、１の贈与に係る生産物及び役務の日本国又はアフガニスタン・イスラム共和国における使用に関し、日本国民に対して不当な差別的取扱いをとらないこと。

(151)